

社地区公民館だより

梅狩りをしました

6月14日、一般参加者3名と公民館職員4人で屋住の池内 富久さんの梅畑にお邪魔しました。

案内と説明はそこを管理しておられる池本 和明さん。地域外からの参加者4名も加わって、少人数ながら笑い声もある梅狩りとなりました。その後、山の学び舎に移動してコーヒー休憩をしながら交流を図り、帰途につきました。屋住の梅は、これから思い思いに家々で楽しめるでしょう。皆さん、大変お世話になりました。



残念！運動会は中止

あいにくの雨予想で、前日の運動会準備の際、集まった体育部長さんたちとも考えに考え、社地区運動会は中止になりました。実施予定で用意を進めておられた各自治会の役員さんや参加を楽しみにしておられた方、来賓の方、当日の役をお願いしていた方など多くの方にご迷惑をおかけしました。ご容赦ください。なお、用意していた参加賞は今後の事業で有効に使わせていただきますので、ご了承ください。そして皆さん奮ってご参加くださいますようお願いいたします。



申込み締切は
7月13日（月）

○海のフレイムづくり教室
7月31日金曜日

7月25日土曜日

○映画鑑賞会

7月23日木曜日

○パステルアート教室

詳しくはチラシをご覧ください。（チラシは学校でお配りします。）

社地区公民館では今年も夏休み子ども教室を開催いたします。

夏休み子ども教室開催

人権講演会
7月11日（土）
用瀬町民会館 13:30
※詳しくはチラシで！

◆8月の閉室について

8月13日（木）～8月16日（日）事務室は閉室します。この期間に公民館を利用する場合は事前に鍵を取りに来てください。

公民館の利用について

○公民館利用希望の方は、事前に空き状況を確認して部屋を予約してください。Webでも確認できます。
○使用後は部屋の清掃と公民館玄関の施錠をしてください。ゴミはお持ち帰りください。



〒689-1225 鳥取市用瀬町宮原88-1
Tel:(0858)87-3473/Fax:(0858)87-3478
Mail:cc-yashiro@it.city.tottori.tottori.jp



こちらからホームページも
ご覧になれます

法務局からのお知らせ

相続登記には期限があります
最短で令和9年3月31日が期限となります！



鳥取地方法務局不動産登記推進
イメージキャラクター
「カニトウキツネ」

令和6年4月1日に相続登記の申請が義務化されました！

不動産を相続したら、3年以内に相続登記の申請をする必要があります。

令和6年4月1日より前に発生した相続も対象となります。

(今なら相続登記の免税措置があります！)

正当な理由がなく義務に違反した場合、過料に科せられる可能性があります。

詳しくは、鳥取地方法務局ホームページ又は電話によりお問合せください。

■お問合せ先 鳥取地方法務局登記部門 ☎0857-22-2293

詳しくはこちらからアクセスできます



不動産登記推進キャラクター「トウキツネ」

令和8年4月1日から

住所・氏名の変更登記の申請が義務化されました！

住所や氏名を変更したら、2年以内に変更登記の申請をする必要があります。

また、令和8年4月1日より前の住所変更なども対象となります。

「スマート変更登記」でらくらく安心！

(簡単・無料のお手続きをしていただければ、法務局で住所・氏名の変更登記をします。)

※正当な理由なく義務に違反した場合、過料に科せられる可能性があります。

詳しくは、法務省ホームページまたは、お電話によりお問合せください。

■お問合せ先 鳥取地方法務局登記部門 ☎0857-22-2293



詳しくはこちらからアクセスできます



不動産登記推進サポーター「シラナカッタヌキ」

法務局から依頼あり

相続登記がされず放置されたままになっているため、所有者不明土地や空き家が大きな社会問題になっていきます。問題解消のため、相続登記の申請や住所等の変更登記の申請が義務化されました。この度、この件について鳥取地方法務局から「公民館だより」に掲載依頼がありました。内容は左記のとおりですので、ご確認ください。